

## 第1回東京都税制調査会

平成14年6月10日(月)10:35~11:25

都庁第1本庁舎 南側33階特別会議室S6

【神野会長】 ただいまから、平成14年度の第1回目の東京都税制調査会を開催したいと存じます。初めに、本年度の東京都税制調査会を開催するに際しまして、私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

昨年度は委員の皆様から、多大なご協力、ご尽力をいただきまして、昨年12月25日でしたでしょうか、ちょうどクリスマスに当たる日だと思いますが、東京都の税制調査会の答申といたしまして、「地方における新しい環境税制の構築」という副題をつけた答申を取りまとめることができました。ここに改めまして御礼申し上げたいと存じます。

答申では、現在、緊急の課題になっております環境問題の解決に向けまして、地方レベルから積極的な取り組みを行うために、地方に新しい環境税制を構築していきたいということにつきまして提言を行いました。さらに、東京都のような大都市特有の財政需要の特殊性を位置づけて、その財源のあり方についてもあるべき姿を示したものと考えております。特に、地球温暖化対策のための地方環境税制の創設などは、地方税を主体とした具体的な提案を行った画期的なものだというふうに感じております。

本年度につきましても、これまでと同様に、委員の皆様方のご指導を仰ぎながら、実効性のある提言をまとめることができたと考えております。

皆様には、各界でそれぞれ重責を担われ、ご活躍されている方々でございますので、大変お忙しいこととは存じますが、何とぞ一層ご尽力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、事務局のほうからも今年度の税制調査会の開始に当たりまして、一言ご挨拶をいただければと存じますので、よろしく願いいたします。

【主税局長】 おはようございます。主税局長の安間でございます。

本日は神野会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいところ、東京都税制調査会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨年度は一昨年度に引き続きまして、今、会長からもお話がありましたように、会長はじめ委員の皆様方のご尽力によりまして、大変有意義な答申をちょうだいすることができました。地方主権を見据え、地球温暖化対策における地方自治体の責任と役割を果たすという観点から - 私なんかは答申を拝見しまして、むしろ、そうした役割とか責任を自治体が担っていると、そういう認識に立った答申をいただいたと思っておりますが、そうした観点で国に対して環境税制についての自らの考えを発信した画期的なものだったと考えております。

本年度もまた委員の皆様方には、多くのお力、貴重なお時間をお借りすることになると思います。どうぞ、本年度の答申の取りまとめに向けまして、ますますご指導・ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、私の第1回目の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元に平成14年度第1回東京都税制調査会の議事次第が行っているかと思いますが、

ご高覧いただければと存じます。

現在までで第3番目の議事次第まで進んでおりまして、議事次第の第4、新任委員の紹介になっておりますが、これにつきましては事務局のほうからご紹介をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、事務局のほうからご紹介申し上げます。

東京都市長会会長の交代に伴いまして、前任の青木委員が退任されてございます。その後任として、新たに東京都市長会会長に就任をされました寺田和雄町田市長さんでございます。

【寺田委員】 寺田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【税制調査担当部長】 新しい委員のご紹介は以上でございます。

なお、これまでの調査会と同様、委員の皆様方のほかに、東京都の各局長が幹事として出席をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降の議事につきましては、運営要領第2の5によりまして、非公開にさせていただきたいと考えております。ご異議がなければ、これまで同様の措置でございますので、お認めいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、これ以降の議事は非公開とさせていただきます。大変恐縮でございますが、関係者の方以外はご退出いただければと存じます。

それでは、議事次第の5でございますけれども、議事のほうに移らせていただきたいと思います。

議事の第1でございますが、「国と地方の税源配分の見直しに関する意見(案)」についてということで、委員の皆様方にお諮りしたいと考えております。

事務局のほうから、この案につきましてご説明いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、「国と地方の税源配分の見直しに関する意見(案)」につきまして、事務局のほうからご説明を申し上げます。座ったままでご説明させていただきます。

お手元の資料1をごらんをいただきたいと存じます。

東京都税制調査会では、平成12年11月に税財政制度について答申を行ったところでございますけれども、その答申の趣旨が国の税制改革に十分活かされるように、この意見書を、国をはじめ各方面に提出しようというものでございます。なお、事前に資料等をお配りしてございましたけれども、会長をはじめ、二、三の先生からご意見をちょうだいをいたしてございまして、若干の文章整理等をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以下、案文を朗読をさせていただきます。

#### 国と地方の税源配分の見直しに関する意見(案)

東京都税制調査会

東京都税制調査会は、平成12年11月、地方の視点に立ち、21世紀にふさわしい地域社会のあるべき姿とそれを支える税財政制度について答申を行った。

現在、国において、税制の抜本改革について検討が進められているが、上記答申の趣旨が、この抜本改革においても十分に活かされるよう、真の地方分権の確立に不可欠な国と地方の税源配分の見直

しの重要性について、改めて意見を述べるものである。

個性豊かな地域社会の形成や少子・高齢化への対応など、新しい時代のニーズに適切に対応していくためには、自己決定・自己責任の原理に基づく地方分権の推進を図ることが急務である。

しかし、この地方分権を財政面から支えるはずの地方税源の充実は、その必要性が強く叫ばれながらも遅々として進まず、地方の税財政構造は、相変わらず、歳出規模と地方税収入との乖離が解消されないまま、国からの移転財源である国庫支出金や地方交付税に大きく依存しているのが実態である。

国においては、一刻も早く、地方の財政運営の自由度を高める観点から、国庫支出金、地方交付税制度の見直しを行いつつ、国から地方への税源移譲の実現に向けた本格的な取組を開始すべきである。

## 1 国庫支出金・地方交付税制度の見直し

### (1) 国庫支出金の見直し

国庫支出金については、国の縦割行政の弊害をもたらす自治体の自主的な行財政運営を阻害するなど問題が多い。このため、国庫補助金は基本的に廃止・縮減するとともに、国庫負担金は国による地方への仕事の義務づけそのもの見直しと併せて、真に国が義務的に負担を行うべき分野に限定していくなど、積極的に整理合理化を図るべきである。

### (2) 地方交付税制度の見直し

地方交付税制度については、財政調整機能、財源保障機能という域を越え、結果的に地方自治の強化に反しているなどの問題があり、自治体の自主的・主体的な行財政運営を確保する方向で見直しを図るべきである。

## 2 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲は、地方分権の推進と健全な地方財政の確立を図る上で極めて重要な意義を有するものであり、早急にこれに取り組む必要がある。

この税源移譲は、税収の偏在が比較的少ない「個人住民税」と「地方消費税」を中心に行うことが適当であり、その原資は、国庫支出金と地方交付税制度の抜本的見直しにより捻出することが望ましい。

こうした税源移譲により、国と地方の税源配分の割合は、少なくとも1対1程度にはなるようにすべきである。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【神野会長】 ただいま、ご説明がありましたように、この調査会は平成12年11月に、21世紀にふさわしい地域社会のあるべき姿と、それを支える税財政制度についての答申を行っておりますけれども、「国と地方の税源配分の見直しに関する意見(案)」は、前に私どもが行いましたその答申を、いわばその趣旨を踏まえて - - ほとんどそれ以上といたしますか、それを大幅に超えるようなことは申しておりませんので、その趣旨を十分活かせるように、この時期に、あえて意見(案)として出そうということでございます。

皆様、ご存じのとおり、国のほうでは、国と地方を通じる抜本的な税制改革を検討いたしております。もちろん、状況が変化しておりますから、ここでもう一度審議をし直すことが望ましいかとは思いますが、何分にもそれをやっていると、あと一、二週間で案が出てしまうというような状

況でございます。できれば、前年度になりますか、私どもが税制調査会で皆様の合意を得てまとめさせていただいたものを、あえて再びここでスピークアウトしておくという趣旨でございます。

何か、ご質問やご意見があれば承っておきたいと思いますが。

【古館特別委員】 今、会長のお話がありまして、確かに答申の流れでは、こういうふうになっているんですけれども、都税調で今回このような意見を出すのが適切なかどうかという点について、少し質問させていただきたいんですね。

というのは、既に都税調では答申として同様の流れで、33ページに出ているんですけれども、これは今の流れから見ますと、国のほうはいろんな機関だとか政府機関だとかいうところで、特に一番ねらってきているのが地方交付税を、極端な方は都道府県には交付しないで市町村ぐらいにすれば半分ぐらいで済むかとか、責任のある立場の人もそういうふうに言っている状況にあるわけですね。

もちろん、あるべき姿というのは、当然、都税調が言ってるような、いわゆるそういう国庫補助にしても地方交付税にしても、ひも付きであるとか、いろんな部分は改善しなければならないんですけれども、一定程度の存在というのは必要なわけですよ。そこに重点的に、今、政府、関係機関などが言ってきている中で、私たちが何を一番突き出していかなければならないのかというのは、私は税源移譲だと思っているんですね。ところが、流れの中で、税源移譲が大事だというふうに書いているんですが、その1番目に何が来るかという、税源移譲じゃなくて、今、大問題になっている地方交付税の問題とかいうのが先に流れてくるというところに、私はちょっと違和感を感じているんですね。

都税調の答申は答申ですから、一つのまとまった税の体系としてどうあるべきかという形できちっと答申を出してきた。その流れは、確かに地方交付税だとかが先に出て、それから税源移譲はこうあるべきだという論立てをして。それは答申の論立てだから、それでいいんですけれども、現実に今出てきているのが、そういうところに対して地方交付税のあり方そのものに対していじってきているわけですから、私たちは改めてそういう問題ではなくて税源移譲をきちっとしなさいということを、やはり一番先に突き出していくことが大事なことはないのかなというふうに。これはかなり意見の部分も入ってきてはいるんですけれども。

それと同時に、都税調で答申を出してきたという状況の中で、そういう今の動きの中で都税調が意見を出さなければならない点はどこにあるんだろうかなと。むしろ、それは東京都の執行機関なり、あるいは都議会がそういう問題についてどうするかという部分というのが、私なんか考えていると、答申で都税調の仕事は意見表明をしているのではないのかなと。だから、意見として出すのは都税調なのかどうかというところに、ちょっと最初に私はこの問題で疑問を感じているものですから、この点を最初質問させていただきたいと思います。

【神野会長】 ただいまのご意見につきまして、皆様方、いかがでございましょうか。

【水城委員】 おっしゃるとおり、交付税の見直しとか、そういうことだけが先行して、税源移譲が後回しになっちゃいけませんで、そこはきちっとセットで考えていかなければいけない問題であろうと思います。

そういう意味で、意見(案)を拝見いたしますと、確かに国庫支出金、交付税の見直しがあって、そして税源移譲ということですが、その前に前文みたいところで、1ページの一番最後ですが、「国庫支出金、地方交付税制度の見直しを行いつつ、税源移譲に向けて云々ということ、これは切り離せない、セットで考えなければいけない問題だ」ということは明確に書いてありますから、これは一昨年の答申の趣旨もそういうことでもありますし、私はこのままでいいんじゃないかというふうにかえま

す。

【古館特別委員】 もう一つですけど、先ほど読まれたセットになっている資料1の意見（案）と - - これは事前に私だけがもらったんじゃないと思うんですが、事前にもらった意見（案）の中で、特に地方交付税制度の見直しのところで、私は前の意見がいいと言っているのではなくて、そうじゃなくて、今これを見ていたら変わった文言になってきていて、ある意味で地方交付税の性格をもうちょっと正確に反映したものに変わってはいるんですけど、前に渡されたものと突然違っていたので、ちょっと私のこれは読み違いなのか、それとも違って、あとから文言をちょっと修正したのか、この点をちょっと確認させてほしいと思うんです。

【税制部長】 今、事務局のほうから、この（案）をご説明するときにちょっと申し上げましたけれども、1の（1）の国庫支出金の見直しについて、一番最初の案からは、より詳しく説明をするような形で書いておりますし、それからまた（2）番目の地方交付税の見直しにつきましても、いろいろ先生方から意見がございましたので、こういった形で表現を変えております。

【神野会長】 古館委員のご趣旨は、恐らくこの委員の皆様方と申しますか、もともと私どもが出しました答申の趣旨でもあるわけですね。つまり、とりあえず自己決定・自己責任の原則を確立するような税財政体系をつくるように、税源移譲がメインであって、それに伴って交付税や国庫支出金の改正が必要だろうと、こういう趣旨でございますので。ただ、論理的に言うと、書き方がどうしても前のほうの改正をなして、結局、最終的に結論として税源移譲に持っていくという書き方になっておりますので、後ろに出てくるから弱いというようなことになっているかと思いますが、そういう趣旨ではないので。

もしもよろしければ、修文が可能であれば、委員のご趣旨が、つまり税源移譲というのがはっきり、税源移譲が一番重要なんだという趣旨を少しわかるような修文をすればいいかなと思いますが、そういうご趣旨でよろしいですね。

【古館特別委員】 意見としては改めて述べさせていただきますけれども、今言ったのは質問の一つで、税源移譲というのがやはり中心に座る必要があるんじゃないだろうかということと、もう一つは.....。意見を述べていいでしょうか。

【神野会長】 はい。

【古館特別委員】 今、会長から私の質問に対して大変前向きなお話をしていただきまして、ありがとうございます。私のほうから意見表明させていただきます。

まず、この意見（案）についての全体構成についてです。

この案文の1ページ目で、地方分権の推進を図ることが急務だと。しかし、この地方分権を財政面から支えるはずの地方税源の充実が遅々として進まない指摘していながら、具体的な意見になると税源移譲が先に論ぜられないで、国庫支出金、地方交付税制度の見直しのあとに来ていることについてであります。

今日の最大の課題の一つが税源移譲です。私は改めて政府に対して所得税の住民税への税源移譲を中心に据えること、これを求めるべきだと考えております。

今、小泉内閣のもとで、国民への税負担をさらに強めていく動きが表面化しております。新聞報道などで伝えられるところによりますと、法人税率をさらに引き上げる一方で、赤字の中小企業などにも税金をかける外形標準課税の導入や、近い将来の消費税の大幅引上げなどが議論に上っています。

言うまでもなく、税のあり方についての基本は応能原則であって、この立場が貫かれないう消費増税など広く薄くという利益、すなわち担税力のない - - 応益ですね - - あるいは弱い中小零細業者

や子ども、高齢者などに税負担がよりシフトしていくあり方には、税制のあり方として、国、地方を問わず賛成することはできません。

この立場から都税調答申の際にも意見表明いたしました。税源移譲財源の一つに消費税を据えていることについて、これは現行の5%を想定していることとはいえ、政府がねらう消費税率引上げへの口実を与えることになることを懸念するものでありまして、賛成することはできません。

二つ目の問題は、国庫支出金、地方交付税制度の見直しについての意見についてです。

最近の政府関係者の税財政に関わる発言を見ましても、税源移譲について述べている閣僚もいますけれども、例えば塩川財務大臣が一番簡単なやり方は都道府県に交付税を一切出さない、市町村は残す、そうしたら交付税は半分になると述べ、小泉総理も同様の意見を述べています。この立場は国が地方に対する財政負担をいかに減らすかということではなく、地方分権、地方主権の拡充の立場とはかけ離れた論議になっていると考えています。

私は地方の税源移譲がしっかりと保障されること、同時に、国庫支出金についても、地方交付税にしても、地方への税源移譲が実現していない現段階において、公共事業を誘導するひも付き財源など、是正すべきものもありますけれども、必要なものだと考えております。したがって、都税調がその答申で税源移譲との関わりも含めて論じていることと、今日、政府などが税源移譲を脇において、国庫支出金や地方交付税の見直し、それも大幅縮減しようという動向とは同列に扱う筋のものではないと考えております。したがって、都税調といたしましても、意見1番のような表明が時宜を得たものかどうかについては、私は疑問を呈せざるを得ません。そのように判断をして、意見とさせていただきます。

以上です。

【神野会長】 ありがとうございます。

そういたしますと、今のご意見を踏まえて……。ただ、ここで事務局が非常に苦勞されているのは、一応一昨年度合意を得たことだけでとにかかりましょう。そうしないと、時間がございませぬし、また機を逸するということにもなりかねませんので。内容は、ここに盛り込まれたこの内容すべてを見ていただければ、どこかの文章に出てくるのをやっておりますので、内容はこれでやらさせていただきますと。そして、一応答申の内容も論理的に1、2と踏まえておりますので、このままにさせていただきますと。

ただ、もしも修正をさせていただきますとすると、1ページ目の一番最後の3行目を - - 私がちょっと関与いたしました地方分権推進委員会もそうですが、これを逆にしております。財政運営の自由度を高める観点から、税源移譲の実現に向けた本格的な取り組みをとにかく開始すべきだということをまず言って、それに伴って国庫支出金の見直しを行うべきであると、ここを文章をちょっと逆にしておりますので、その程度の修正で皆様方のご賛同を得られれば、その程度の修正でいきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【和田特別委員】 私は、会長が今そのようなお取りまとめの方向を示唆されましたけれども、原案のままでよろしいのかなと思っています。

というのは、なぜ今この時期にという、いろんな意味でのタイミングの問題や、都税調がこの時期にこれをまとめ上げた。それも前回の答申の前提を踏まえて、より現実的にまとめ上げたというところが意義があるのでありまして、税源移譲に始まって、総論から各論にという流れよりも、具体的に今このことを求めるということがまず強調されて、それを補う形といいましょうか、それを包括する形で税源移譲の実現ということのほうが、文章の流れは今の時期にかなった文章になっていると思

いますので、私はあえてこのままでよろしいのかなということを強調させていただきたいと思います。

【神野会長】 当面、ちょっとここを議論しておりますと、機を逸しますので、趣旨としてはここに書いてあることがほぼ一昨年度合意をさせていただいたものでございますので、一応これでまとめさせていただくということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

それで形式でございますが、当面としては多分私どもは知事に出すということになっておりますので、知事を通じてこの案をスピークアウトするなり、あるいはそれを東京都のほうでお考えいただいて各方面に公開していただくということになるだろうと思います。恐らく、東京都だけではなくて、さまざまな諸団体がまいると思いますし、東京都のほうでも、ここの調査会が行わなくてもさまざまな意見を出すと思いますけれど、この調査会としては、一応一昨年度に既に我々は税制調査会として答申を出しているのです、この答申の趣旨を踏まえるような形で抜本的な税制改革を考えてもらいたいということを - - もちろん東京都にもこれは出す、それから東京都を通じて出すというようなことで、今回ここでまとめさせていただいてお出しするということによろしいでしょうか。

【古館特別委員】 取り扱いを、従前どおりに、私は私なりの意見表明をさせていただきましたから、それはいわゆる議事録として載せていただくということで、それ以上の私自身は何かというふうに考えているものではありません。

【神野会長】 はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの古館委員のご意見は議事録にちゃんと残しておいていただいて、まとめた意見書は事務局のほうからというか、私どもが出しますので、事務局のほうから各関係者に提出していただくということでおはからいしたいと思います。

何か、部長。

【税制部長】 そのとおりで結構でございます。

【神野会長】 それでは、議事次第の5の(2)に移らせていただきます。

ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、知事からの諮問事項は、お手元に配付していただいているかと存じますが、資料の2でございます。ここにありますように、「地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方その他これらの関連する租税制度の改善」についてということございました。もちろん、この件に関しましての委員の皆様方の任期は3年間でございますが、その3年間を通じてこのことについて検討していただくということになっております。知事からの諮問事項をご確認いただいた上で、次の今年度の検討事項に移らせていただきたいと思います。存じます。

今年度は知事のご意向もございまして、資料3でございますけれども、「大都市における税財政制度のあり方」についてということを検討を進めさせていただきたいと考えておりますが、その具体的な内容につきましては事務局のほうからご説明いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【税制調査担当部長】 では、事務局からご説明申し上げます。4ページ、資料3に沿いましてご説明申し上げます。

今年度の主な検討事項につきましては、ここに書いてございますように、大都市には都市基盤整備や少子・高齢化への対応などの膨大な財政需要に応えながら、今後一層その魅力や活力を高めていくことが求められております。こうしたことから「大都市における税財政制度のあり方」につきましてご検討をいただきたいと思いますと考えております。

その具体的内容としたしましては、一つは自主自立の税財政制度の確立、もう一つは都市再生のための税制のあり方でございます。

第1点目の自主自立の税財政制度の確立につきましては、大都市特有の財政需要を賄い、都市の魅力や活力向上を図るには、財政運営の自由度の高い自主自立の税財政制度を確立することが不可欠であるというような観点から、その具体的方策についてご検討をいただきたいというものでございます。

第2点目の都市再生のための税制のあり方につきましては、民間活力を引き出すことによりまして都市再生を図るという観点から、現在、国や地方において経済特区等の創設に向けた検討が行われております。こうした特区制度に対する税制支援のあり方など、都市再生のための望ましい税制のあり方につきましてご検討をいただきたいというものでございます。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ただいま、今年度の主要な検討事項の具体的内容につきまして、事務局のほうからご説明をいただいたわけですが、ここで委員の皆様方からご意見をお伺いし、またご質問等がございましたら、お聞かせいただければと存じます。いかがでございますか。

【古館特別委員】 最初に、この検討事項（案）というのは、委員には事前には配付はできないのでしょうか。きょう初めてこれを見たんですけれども、もらいました、私？

【税制部長】 本日お決めいただくということですので、事前にお配りはしておりません。

【古館特別委員】 これは要望ですけど、ぜひ委員には事前に配付をしてもらいたいなと思っております。

それで、1番目の自主自立の税財政制度の確立というところで、大都市特有の財政需要に伴い云々というふうにあるわけですので、なぜここで改めて都市再生というのが2項目目に独自に持ち出されなければいけないのかなと。正直、この問題については大都市税財政の中で論じられる守備範囲のものではないかなと思っておりますが、その点はどうなんでしょうか。

【神野会長】 事務局のほうからございますか。

【税制調査担当部長】 これは二つの項目を挙げてございますけれども、委員の先生が今おっしゃったように、二つは確かにオーバーラップしている部分もございまして、1番、2番の冒頭のところに、今年度の検討テーマは大都市における税財政制度のあり方、これがご検討いただきたいテーマでございまして、1、2と書いておりますのは観点ということでございます。一つは先ほど申し上げましたような自主自立の税財政制度の確立、もう一つはその中で特に最近大きな問題となっております、検討課題になっております都市再生という大きな課題にも、税制の立場からどういったことが考えられるのかということで、いわば検討の観点を挙げたものでございます。

【古館特別委員】 事務局だとか知事サイドの思いは非常によくわかるんですけれども、それは都税調の中で、大都市財源、財政のあり方についてさらに議論しましょうという中で、どなたかの委員からそういう声が出てくるといふなら、また議論の素地があると思うんですけれども、これをことさら突き出してくるといふことになりまして、これははっきり言えば都政の場でも論議のあるところなわけですよ。都市再生。

しかも、都税調の役割というのは、全国の都道府県の中で、こういう都税調みたいなのを設けられるところというのは、やはりどう考えても東京都かなと。そういう意味での全国が都税調に対する期待もあると思うんですね。ところが、都市再生とか都心再生とかいうのが前面に出てくると、結局はこの都税調というのは何なんだろうかと。つまり、東京都なり大都市なりが税源をいかにという形に

なっていくますと、地方自治体の全体のあり方から見てどうなのかと。これは、それだったら、古館、あとでそういう意見を議論しなさいよという話になるんだろうと思いますけれども、この点については私は2項目は要らないと、こういうふうに思います。

【神野会長】 これは私も事前に事務局のほうから相談を受けておりまして、実は1の自主自立の税財政制度の確立というのがあとに来るといふか、この全体の答申、3年間続いた、むしろ総論みたいなことになるような感じでイメージされていることになるんですね。それで、後ろに持っていったら、それがちょっと弱いかないかと思ひまして、無理して私が前に出してほしいというふうに、前に出したので、かえって誤解を生んでしまったかもしれません。

つまり、先ほどもご議論いただきましたように、最初に私どもは国税と地方税との関係で地方税体系の全体の議論をいたしましたので、本来はそれが結論になってくるのかもしれませんが、一応最初に出しておりますので、最終のまとめは東京都という大都市の税財政のあり方というので最後まとめておくという意味で、自主自立の税財政制度の確立が最終的な結論……。したがって、これはかなり包括的な内容だといふふうにお考えいただいてもかまわないかと思ひます。

それで、各年度ごとに、それぞれ各論めいたものを議論をいたしておりますので、多分今年度は好むと好まざるとにかかわらず、都市再生をめぐる税制が都市の税制における大きなイシューになってくることは間違いのないわけですね。これはどういうふうな選択の余地があるかといふのはいろいろご議論があるかと思ひますので、むしろそれを委員の皆様方にご議論していただくといふ、いわば各論めいたものになってくるということをございますので、総論の中にはかなり包括的なものを少し含めておいて、おっしゃるとおりでありまして、そういう意味ではすべて入っちゃうといへばすべて入っちゃうわけですが、昨年度は環境を取り上げましたし、今年のイシューとしては好むと好まざるとにかかわらず都市再生にかかわるような税制の問題が出てくるだろうと思ひますので、ここでも議論しておこうということでも事務局のほうで選んでいただいていると思ひますので、おっしゃるとおり、含まれるといへば含まれるわけですが、そういう意味では少しそれをブレークダウンした具体的なフェーズで議論していく項目として取り上げられているという理解でよろしいですね。

【税制部長】 ええ。会長がおっしゃるとおりでございます。

【神野会長】 それでお認めいただければ、今の古館委員のご趣旨を踏まえて議論をさせていただければと思ひますので、よろしいですか。

(「よろしゅうございます」の声あり)

【神野会長】 それでは、一応今年度につきましては、大都市における税財政のあり方について検討を行っていきたくと思ひます。項目は2項目ということをございますので、2項目の関連は先ほど説明したような関連になっているということだと思ひます。

次に、今年度の調査会の進め方についてお諮りをさせていただきたいと思ひますが、今年度のテーマにつきましては、昨年度と同様に小委員会を一つ設置をいたしまして、集中的にご検討をいただきたいと考えております。小委員会のメンバーの選任につきましては、資料4の要綱第7にございますように、私、会長に一任をさせていただくという規定になっておりますので、そうさせていただきますと思ひますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 次に、調査会の運営方法でございますが、小委員会で検討テーマの結果をまとめて草案を作成していただいて、これを調査会で審議をした上で最終的に調査会の提言として取りまとめていただきたいというふうに考えております。先ほど、調査会のメンバーの選任につきましてはござ

解をいただきましたが、運営についてもこのような形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 ありがとうございます。それでは、近日中に委員の皆様とも調整しながら小委員会のメンバーを決定して、ご連絡をさせていただきたいと思います。

それでは、最後に今年度のスケジュールについてご説明をさせていただきたいと思います。

昨年度と同様でございますけれども、今年度も検討の結果を取りまとめて知事にご提言申し上げたいと考えております。

小委員会における具体的な検討事項の細目や開催日などにつきましては、別途、事務局のほうから調整させていただきしかございませんので、事務局のほうから連絡を申し上げたいと考えております。第1回目の小委員会は7月中旬をめぐりに開催できればと考えております。その後、小委員会での決定を踏まえて調査会を何回か開催させていただき、ご承認をいただいた上で、11月をめぐりに提言を取りまとめるということをしていただいて、知事にご提出させていただければということで、今年度の日程を進めたいと考えておりますが、ご意見やご質問がなければ、以上、説明いたしましたような段取りで今年度の調査会を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

これで本日予定しておりました議事は終了いたしました。

本日は、皆様、本当にお忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

では、これをもちまして閉会とさせていただきたいと思います。どうも本当にありがとうございました。